感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行 に伴う関係政令の整備等に関する政令(概要)

1. 制定の趣旨

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律 (令和4年法律第96号。以下「改正法」という。)が令和6年4月1日に施行されるこ とに伴い、関係政令の規定の整備等を行うものである。

2. 政令の概要

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成 10 年政令第 420 号。以下「感染症法施行令」という。)の一部改正(第1条関係)
 - (1) 改正法第3条の規定により新設された第二種協定指定医療機関のうち病院又は診療所に準ずるものとして、健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者を規定することとする。
 - (2) 改正法第3条の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)の一部改正に伴い、感染症法第62条第1項の規定による国の補助の方法について規定することとする。
 - (3) 四類感染症である「サル痘」について、WHO の名称変更に伴い「エムポックス」とし、 三種病原体である「オルソポックスウイルス属モンキーポックスウイルス」の別名を 「エムポックスウイルス」とする。
 - (4) 三種病原体等の結核菌が耐性を有する薬剤について、WHOの定義の変更に合わせ「モキシフロキサシン又はレボフロキサシン」及び「ベダキリン又はリネゾリド」とする。 (5) その他所要の改正を行う。
- ② 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成 25 年政令第 122 号。以下「特措法施行令」という。)の一部改正(第 2 条関係)
 - ・ 改正法第 13 条の規定による新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律 第 31 号。以下「特措法」という。)の一部改正に伴い、特措法第 62 条第 3 項の規定による実費弁償の基準の具体的な内容の規定その他所要の改正を行う。
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、警察庁組織令(昭和29年政令第180号)、 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和37年政令第403号)及び豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助 に関する特別措置法施行令(昭和40年政令第382号)の一部改正(第3条から第6条まで関係)
 - ・ 改正法による感染症法における項又は号の新設及び移動に伴い、所要の改正を行う。
- ④ 沖縄振興特別措置法施行令(平成14年政令第102号)の一部改正(第7条関係)
 - ・ 改正法による感染症法における感染症指定医療機関の類型の新設に伴い、所要の改 正を行う。
 - ※ 今回の改正内容については、
 - ・ 令和6年4月1日に施行される改正法第3条による改正後の規定に基づく予防計画 の策定や医療措置協定等の締結に関し、都道府県等における検討作業等の準備期間を 確保するため(※1)には、令和5年早期にそれらの前提となる事項を明らかにする 必要があること
 - ・ 医療措置協定等を締結した機関・施設に係る設置に要する費用等の財政に関する規 定については、都道府県等における令和6年度予算要求に影響するものであり、また、

次の感染症危機に向けた備えを進めるに当たって、特措法の要請に係る実費弁償の基準等に関して、一定の周知期間を設ける観点から、令和5年早期にそれらの前提となる事項を明らかにする必要があること

から、令和6年4月1日に施行される事項のうち、上記事項に関する改正についてのみ、 令和5年早期の公布を目指すもの。(※2)

- ※1 具体的には、都道府県等において令和5年度中に予防計画案等を議会で審議する ためには、令和5年春を目処に所要の法令改正を行い、公布することについて、都道 府県等から求められているところ。
- ※2 本政令以外の令和6年4月1日に関する事項については、令和5年11月の公布を 目指す。

3. 施行期日等

- 公布日:令和5年5月中旬(予定)
- 施行期日:令和6年4月1日。ただし、2の①の(3)及び(4)は公布日。